

# 廃棄物の野外焼却禁止の例外について

廃棄物の野外焼却は、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。これは悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物焼却に対して、これらを罰則の対象とすることにより、取り締まりの実効を上げるためであり、**罰則の対象とすることに馴染まないものについて、以下のように例外を設けています。**

## 焼却禁止の例外となるもの（廃棄物処理法施行令第14条）

1. 国又は地方公共団体がその管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
(例) ・ 河川管理者（国や県）による伐採した草木等の焼却  
・ 海岸管理者（国や県）による漂着物等の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却  
(例) ・ 凍霜害防止のための稲わらの焼却  
・ 災害時における木くず等の焼却  
・ 道路管理のために剪定した枝条等の焼却  

3. 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
(例) ・ 鬼火焚きやどんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却。
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
(例) ・ 農業者が行う稲わら等の焼却（畔の焼却を含む。）  
・ 林業者が行う伐採した枝条等の焼却  
・ 漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却  

5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
(例) ・ たき火、お風呂、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却

上記の場合でも廃タイヤや廃ビニール等の焼却は禁止

※例外扱いの焼却であっても、生活環境への配慮が必要で、煙や悪臭によって近隣住民の迷惑にならないようにすることや火災に注意するようお願いします。

裏面へ

# 野外焼却 Q&A

Q：家庭から出るごみや廃材を簡易焼却炉などで焼却できますか？

A：禁止されています。なお、例外的に認められる場合（農業などでやむを得ず行われる焼却やたき火など）であっても、近隣住民に事前に周知した後で、できるだけ乾燥した物を少量ずつ焼却するなど、周囲に配慮するよう努めてください。

Q：野外焼却はなぜいけないのですか？

A：野外焼却は、焼却温度が 200～300 度程度にしかならないため、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因となります。また、その煙が悪臭や大気汚染（PM2.5 など）の原因となるため、周辺住民に大変な迷惑となります。

Q：消防署へ届出を行ったので、野外焼却はできますか？

A：禁止されています。消防署への届出制度は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出によって野外焼却が認められるわけではありません。

Q：田んぼの畔や落ち葉などを燃やせますか？

A：田んぼの畔など病害虫駆除で行われる焼却や農業を営むうえでやむを得ず行う焼却は、例外として焼却が認められています。  
また、軽微な焼却であれば、落ち葉などをできることもあります。  
ただし、落ち葉などを大量に焼却することで、近所の方々に煙や悪臭で迷惑がかかる場合がありますので、周囲の環境にはご配慮ください。

※焼却禁止の例外となる場合でも、プラスチックやビニール、発泡スチロールなどを混ぜて燃やさないでください。

○廃プラスチック類、ゴム類、廃油、革製品など

